



19環保第3086号
平成19年10月29日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

大滝根川等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

2 諮問理由

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められているが、平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が、新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。

環境基準の類型を当てはめる水域の指定（以下「類型指定」という。）については、環境基本法第16条第2項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を都道府県知事が指定することとされている。

このため、県としては、県内の水域について水生生物の保全を積極的に図っていく観点から、順次、主要な水域について類型指定を行うこととしており、このたび、下記3に示す水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、貴審議会の意見を求めるものである。

3 類型指定を予定している水域（9河川及び1湖沼）

大滝根川、釈迦堂川、北須川、今出川、社川、黒川、大久川、小久川、小高川
千五沢ダム

大滝根川等に係る水生生物の保全に係る水質環境基準の 水域類型指定について

平成19年11月
福島県生活環境部

1 水質環境基準の法的根拠等

(1) 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。(参考資料3-1 3ページ)

平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」(以下「水生生物保全環境基準」という。)が新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。(河川に関する基準は次表のとおり。)

表 河川に関する水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	第1の2の (2)*により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

※「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)の第1の2の(2)を示す。

(2) 環境基準の類型当てはめの権限について

環境基準の類型を当てはめる水域の指定(以下「類型指定」という。)については、環境基本法第16条第2項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を管轄する都道府県知事が指定することとされている。

(参考資料3-1 1ページ)

(3) 水生生物保全環境基準の類型指定の基本的事項について

類型指定は、平成18年6月に一部改正された「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（以下「処理基準」という。）に基づき行うこととされている。（参考資料3-2）

この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、下記ア～オの項目について行うこととされている。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況
- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況（下表の分類に従い分類を行う。）
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

表 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物 A		生物 B		その他
	主な種類（和名）		主な種類（和名）		主な種類（和名）
	分類1	分類2	分類1	分類2	分類1
魚類	アマゴ・サツキマス	アマゴ、サツキマス	ウグイ	—	アユ
	ヤマメ・サクラマス	ヤマメ、サクラマス	シラウオ	—	ワカサギ
	イワナ・アメマス	イワナ（エゾイワナを含む）、アメマス	オイカワ	—	
	サケ（シロザケ）	—	フナ類	ギンブナ、ゲンゴロブナ、その他キンブナ、オオキンブナ等	
	ニジマス	—			
	ヒメマス・ベニザケ	ヒメマス、ベニザケ	コイ	—	
	カジカ	—	ドジョウ	—	
			ナマズ	—	
			回避性ヨシノボリ類	トウヨシノボリ、シマヨシノボリ、クロヨシノボリ、オオヨシノボリ、ルリヨシノボリ等	
			ウナギ	—	
その他の生物			ボラ	—	
			スジエビ	—	
			テナガエビ	—	
			ヒラテテナガエビ	—	
			ミナミテナガエビ	—	
			ヌカエビ	—	
			モクズガニ	—	
			マシジミ	—	
		ヤマトシジミ	—		

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」（平成18年6月30日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知）より作成。

2 水生生物保全環境基準の類型指定を予定している水域（河川）

類型指定を予定している水域は、大滝根川等9河川、1湖沼で次のとおりである。

大滝根川、釈迦堂川、北須川、今出川、社川、黒川、大久川、小久川、小高川、千五沢ダム

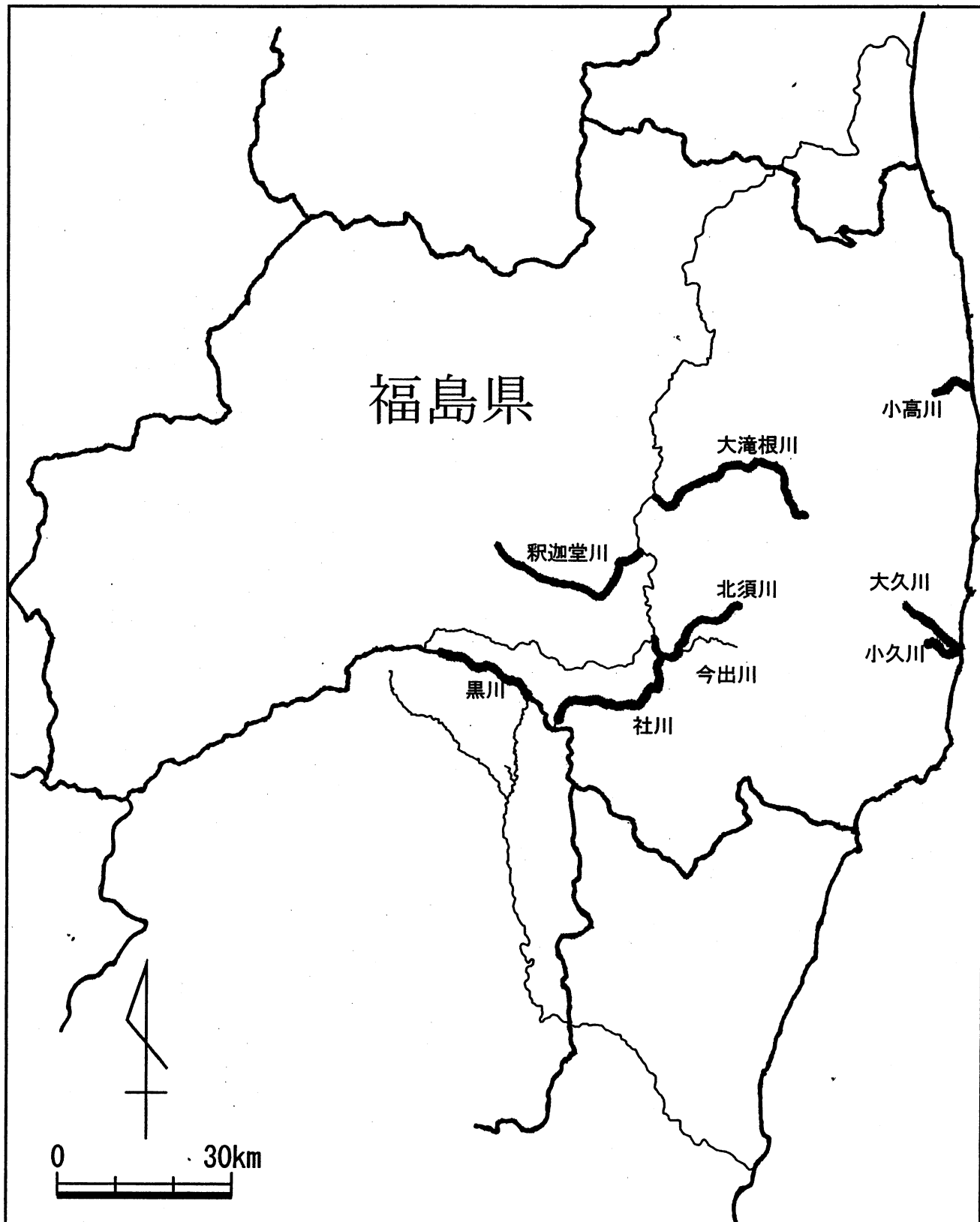


図 水生生物保全環境基準類型指定予定水域